

制の問題点を、職員のかをあらわしても、と深く検討することこそ必要ではないかと私は考えます。また、補助金の獲得に利点があるなども、ごく一部の幹部職員に部長の肩書きをつけて関係官庁にお百度参りをさせて補助金の獲得をするなどという時代ではすでにありません。政府のもとで地方財政危機が根本的に解決されずに至っている現在、広範な市民の要求を先月景に、全職員が知恵と力を出し合い政府に対処していかねければならない時ではないでしょうか。私は、このようなものをつくり出すべきであらうと考えます。また、他市がやっているからわが市もというに至ってはお話にもなりません。一方、今回の部制施行をするならば、經常経費として約二千七百十万円が必要であることが出されましたが、この経費こそ当市のおくれている施策に充当すべきであらうと私は考えます。

私は、地方自治体が効率的な機構でいかに住民サービスを徹底するかという観点で、市当局がもう一度方向を切りかえ、職員の皆さんの知恵と力を結集し検討されることを強く望むものであります。今回の部制施行には住民サービスという観点から全く欠落していることを指摘しておきたいと思ひます。

最後に、市当局の説明においてさえ、現在の時代では部制設置に不向きな時代であると述べておられたことを申し添えて、簡単ではありますが私の反対討論といたします。

○副議長（小堺仁士君） 次に賛成者三番原田生也君。

（三番 原田生也君登壇）

○三番（原田生也君） 議案第百四号福生市組織条例についての賛成討論を行います。

組織の効率的な運用を図り、市民サービス及び職員の統率をより充実にするために部制を設置し、対外的、また内政面においてもより以上に充実に回ることが必要であらうと思ひます。もちろん、部制を設置することにより財政的には必要経費の増加を伴いますが、職員の士気の向上と、市民サービスを上し、よりよい市政の運営に効力を上げることが特に要望いたします。簡単でございますが、本議案に対しての賛成討論といたします。（拍手）

○副議長（小堺仁士君） 以上で討論を終わります。

これより議案第百四号について起立により採決いたします。

本案について委員会報告ごおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(小堺仁七君) 起立多数であります。よって議案第百四号は委員会審査報告ごおり可決されました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第四議案第百五号福生市下水道条例を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波忠君 登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名がございましたので、議案第百五号下水道条例の審査内容について御報告申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

昭和五十三年五月から供用開始が予定される公共下水道に対する水質管理を適正に行うため本条例が提出されたものでありますが、二十三年から成る

この条例の説明が理事者側からこれ、質疑に入りました。

委員から、污水管を施設する場合に私有地を通らなければならない場合にはどうするか。完成後、一般市民の便所の水洗化等どのように進めていくのか、などの質疑があり、私道など私有地に敷設する場合、たとえば幅員が一・八メートル以上、延長二十メートル以上で三戸以上が使用する場合には、権利者の承諾をもらって敷設することになっている。一般市民の水洗便所等の改造については、下水道法によって供用開始をしてから三年以内にしなければならないように規定されているが、現実を開始している他市においては必ずしもその点守られていない面があり、現在、関係者と協議しており、同一補助で実施できるように研究中である。

これらの答弁があった後、本案は原案ごおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げまして報告いたします。

○副議長(小堺仁七君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁士君）

以上で質疑を終わります。

○四番（村野武男君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、討論を省略し委員会報告とあり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁士君）

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は委員会審査報告とあり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺 仁士君）

御異議なしと認めます。よって議案第百五号は

委員会審査報告のとおり可決されました。

○副議長（小堺 仁士君）

次に日程第五議案第百六号昭和五十二年度福生市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、順次委員長から報告を願います。まず総務委員長林田治男君。

（総務委員長 林田治男君登壇）

○総務委員長（林田治男君）

御指名によりまして、ただいま議題となりました議

案第百六号の当委員会所管分について、その審査経過と結果を簡単に報告させていただきます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書朗読省略） 別添参照

当委員会に付託された分は、歳入全般と歳出における議会費と総務費の交通安全対策費及び戸籍住民基本台帳費を除いた部分、それと教育費、公債費及び予備費であります。それぞれ担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。

まず歳入関係について主なものを申し上げますと、五十二年度で横田基地が民有地であったと仮定した場合、どの程度の固定資産税額になるのか、との質疑に対し、横田基地を民有地とした場合の固定資産税は、基地の機地上

周辺の土地、建物、国が買収して未提供の分その他から見ても十六億八千九百万円程度になると思う、この答弁があり、さらに地方交付税の特別交付税の今後の見通し及び防衛の九条の今後の見込額について、等の質疑に対し、特別交付税は五千万円程度は間違ひなく上乗せできると思う。また、九条の見込額は一億七千八百万円ぐらいでは確定と思うこの答弁があり、さらに、地方スポーツ振興費補助金の今後の見通しについてこの質疑に対し、この補助金は文部省で地方のスポーツ振興のために市町村を指定し、指定内容の事業を行つた場合に出す補助で、東京都福生市が一年間対象となつたものである。したがつて来年度以降については不明であるこの答弁であり、さらに歳入全般について、前年十二月の第六号補正時においては約七十二億円の予算規模であつたが、本年度は本補正で六十八億円であるが、最終的にはどのくらいと見込んでゐるのか。また、繰入金の残額一億八千万円の見通しはどうかこの質疑に対しまして、予算の最終見込みは七十億円から七十一億円程度になると思う。また繰入金は最終的に全額繰り入れる予定である。以上のような歳入に対する質疑があり、引き続きまして歳出関係の質疑に入りました。主なものを申し上げますと、教育費中、小中学校の重油タ

ンク点検清掃委託料は何校分見ているのかこの質疑に対し、重油タンクの重油処理がしてゐないため今回予算計上したもので小中学校全校分であり、各校によつて状況が違うとの答弁であり、さらに、市営プールサイド整備工事の内容についてこの質疑に対しまして、市営プールについては昭和四十三年に五十メートルプールが完成しているが、このプールサイドのカラー平板が地盤沈下等によつて浮いてきて、入場者が生づめを食ふなど、日に一人か二人けかをしており危険であるので、この基礎をコンクリートで打ち、その上にゴム性の材料を塗つて補装整備しようとするもので、耐用年数は十年くらいあるものであるとの答弁がありました。さらに委員から、市営プール建設時はカラー平板が一番よいということであつたがもうこのようになってゐる。今後は財源のむだ遣ひにならないよう確信を持てていただきたいとの意見があり、また理事者からも、昭島や青梅でもすでに利用してゐるし他市を視察したりして十分確認した上で行いたいとの発言があつた後、当委員会所管分について採決いたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、簡単でございますが、当委員会所管分についての審査報告とさせていただきます。

ただきます。

○副議長（小堀 仁土君）

次に建設委員長高波忠君。

（建設委員長 高波 忠君登壇）

○建設委員長（高波 忠君）

報告申し上げます。 統として建設委員会に付託されました分について御

（議案審査報告書朗読省略） 別添参照

まず最初に建設課関係の労働費、道路河川橋りょう費、経済課関係の商工費、農林水産業費、下水道課関係の西地区汚水管排水路費及び西地区周辺排水路費、都市計画課関係の都市計画総務費、公園管理費、公園整備費、緑地整備費等であります。

審査に先立ちそれぞれ各課単位に説明を受け、質疑を行いました。その主な点を申し上げます。

建設課関係では、委員より、道路及び照明について、牛浜周辺道路の工事について、また五十一年度中の用地課における買収状況についての質疑があり、道路照明の電気代は、国における景気浮揚対策として補助決定も早くなり、すでに

百六十二基設置し、防犯灯も四十五基設置した。しかし、市全体から見てもまだ完全とは思っていない。牛浜駅周辺の一〇九八号、一一〇二号線の工事については、田園地区からのバスが婦人生活会館の横を通っているが、当初は路面の打ちかえを計画したが、この路線の排水問題もあるので改良工事しようというものである。用地買収については今後の予定も含め、十件の約一千二百平方メートル金額にして二億四千万円程度の事業を行い、交渉から登記まで用地課で行い、さらに土地開発公社の仕事も職員七名で行っている。統として経済課の関係においては、前年同期に比べ中小企業振興資金の貸し付け状況について、農業費と商工費における事業費から見た職員のバランスはどうかなどにつき質疑があり、これに対し、昨年十二月における融資は十五件の二百五十万円であつたが、今年度は二十六件の三千三百五十万円程度の申し込み予定がこれ、年々額も多くなつてゐる。予算上から見れば農林水産業費で三千四百万円、商工費で一億六千万円という額ですが、農業委員会は法で組織され職員四名のうち一名が国から人件費分の補助が出ている。統として都市計画課関係でございます。熊牛緑地の将来と市民会館の駐車場としての利用、また、牛浜駅整備促進期成会のメンバーについて。熊牛緑地は現在公

園用地として買収しているが、計画範囲には一般家屋は含まれていないが、将来、中央図書館の建設時点までには区域に含めるか否かを検討することになると思う。この買収には防衛側から緑地保全として補助がきているものであり、整地して市民会館の駐車場にすることはできないと思う。また、牛浜駅の期成会について、議会側より建設委員会のうち、牛浜地区として、私一高波議員と大野議員、牛浜一、二町内の役員、町会の役員、また小中学校の子供会等で結成したいと思う。

以上のような質疑応答があり、採決の結果、本補正予算案のうち建設委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定した次第でございます。何ぞを慎重御審議の上、御可決くださいますようお願いいたしまして報告いたします。

○副議長（小堺仁七君）

次に厚生委員長川窪清一君。

（厚生委員長 川窪清一君登壇）

○厚生委員長（川窪清一君）

議案第百六号昭和五十二年度福生市一般会計補正予算（第二号）歳出予算のうち厚生委員会所管分の審査の補足説明を申し上げます。

申し上げます。

（議案審査報告書調読省略） 別添参照

本案審査に当っては各課ごとに行いました。市民課、環境保全課、福祉事務所の順であります。まず市民課関係では、総務費の戸籍住民基本台帳費、民生費の国民年金事務費の増額補正で、主に職員の給与改定によるものである等の説明を受け、全員異議なく市民課関係は終わりました。次に環境保全課関係は衛生費の公害対策費二千八百九十九万二千四の増額補正で原々谷戸地区と武蔵野台一丁目地区の電波障害を取り除こうとするための工事費等であると地図を示して説明がありました。保健衛生センター建設費一千五百七十九万円は建設にかかる工事費管理委託料等であるとの説明を受け質疑に入りしました。

保健衛生センターの一階と二階の面積はどのくらいかの質疑に対して、一階三百五十八・五平方メートル、二階は三百十七・〇六平方メートル、合計六百七十五・五六平方メートルの建物であるとの答弁がありました。電波障害の件で、八高線より東の該当敷を聞きたい。また、高層住宅と送電線との境はどのようになるのかとの質疑に対して、高層住宅と送電線の分がどのくらいかとい

うことははっきりわかりにくい。境をどこにするかというののもむづかしい問題であり、なるべく大きな部分を対象にしてやりたい。また、熊川地区の給水塔の例と同じようにやりたいということでも地元の承諾も得ているなどの答弁があり、環境保全課関係も全員異議なく終わりました。次に福祉事務所関係の民生費で、これもほとんどが給与改定による増額補正である等の説明を受け、質疑において、各目の一般職員級の人数を聞きたいに対して、総料の人数は社会福祉総務費が所長以下九名分、身体障害者福祉費はホームヘルパー一名分、老人福祉費で家庭奉仕員二名分、福祉会館管理費一名分、児童福祉総務費が三名分、児童福祉施設費が二十一名分と生活保護総務費で四名分であるとの答弁。次に児童福祉施設費の給料二十七万八千円の減については、つくし保育園の保母が一名退職したためであるが、現在は有資格者のパートでやっている。次いで、社会福祉費の精神薄弱社会施設援護措置費は当初はどのくらいか、また、この予算で足りるのかの質疑に、当初三百三十一万四千円で、今回の補正六十一万九千円と合わせて三百九十二万三千円となり、昨年度より予算的には少ないが、人数が減ったためであり一人当

りの単価はアップされているとの答弁があり、全員異議なく当委員会所管分については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

慎重御審議の上、当委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。して説明を終わります。

○副議長（小堺仁七君） 以上で各委員長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

（異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） 以上で質疑を終わります。

○四番（村野武男君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百六号については、討論を省略し各委員報告どおり可決されんことを望みます。

（賛成」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は各委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございません

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よ、議案第百六号は委員会審査報告のとおり可決されました。

○副議長(小堺仁七君) これより十一時五分まで休憩いたします。

午前十時四十九分 休憩

午前十一時六分 開議

○副議長(小堺仁七君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六議案第百七号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

(厚生委員長 川窪清一君登壇)

○厚生委員長(川窪清一君) 議案第百七号昭和五十二年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案について補足説明を申し上げます。

歳入において、国庫支出金が当初予算よりよけいに来るだろうということで八十五万四千円を増額補正。歳出の総務費は職員の給与改定分等の人件費の増額補正である。予備費において二百四十五万九千円の減額補正で、歳入歳出総額をそれぞれ七億四千六百八十二万一千円としようとするものである等の説明を受けました後、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

慎重御審議の上、委員会決定どおり御可決くださりますようお願い申し上げます。して説明を終わります。

○副議長(小堺仁七君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第百七号については、討論を省略し委員会

報告ごおり可決されんことを望みます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○副議長（小堺仁士君）

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長（小堺仁士君）

御異議なしと認めます。よって議案第百七号は委員
会審査報告のとおり可決されました。

○副議長（小堺仁士君）

日程第七議案第百八号昭和五十二年度福生市福生都
市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。
本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告
を願います。

（建設委員長 高波忠君登壇）

○建設委員長（高波忠君）

御指名でございますので、議案第百八号の審査結果に
つきまして御報告申し上げます。

（議案審査報告書朗読省略） 別添参照

最初に理事者より説明を受けましたが、今回の補正は職員給与のベースアップ
に伴う百八十四万円の補正でありますので、全員異議なく原案ごおり可決いたしま
した。

何とぞ慎重御審議の上、報告ごおり御可決くださいますようお願いいたし
まして報告いたします。

○副議長（小堺仁士君）

以上で委員長の審査報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長（小堺仁士君）

以上で質疑を終わります。

○四番（村野武男君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百八号については、討論を省略し委員
会報告ごおり可決されんことを望みます。

「賛成」と呼ぶ者あり

○副議長（小堺仁七君） お諮りいたします。

ただいま村野武男君から本案は委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（小堺仁七君） 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は委員会

審査報告のとおり可決されました。

○副議長（小堺仁七君） 日程第八議案第百九号昭和五十二年度福生市下水道

事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 高波忠君 登壇）

○建設委員長（高波忠君） 御指名でございますので、議案第百九号の審査の結果を御報告いたします。

（議案審査報告書朗読省略） 別添参照

本会計の補正は、歳入で流域下水道に対する防衛施設庁からの分担金、管渠分、処理場分を合わせ二千三百万円。都の補助金として補助事業対象一億一千百万円の三分の一補助。すでに予算化した三千万円に今回七百万円の補正。歳出につきましては職員の人件費関係で、今回は減額となっているが、西地区汚水事業における職員三名分の人件費が国から補助交付決定され、また、一部人事異動による増減の差し引きした結果による減額補正。事業費においては実施設計の委託料一千百万円、水道管の移設事業九件分などの管渠費で三千二百八十万円の補正でありまして、本予算案は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

何とぞ審査報告どおり御可決くださいますようお願いいたしますと報告いたします。

○副議長（小堺仁七君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）